

別記 1

基準額

次に掲げる額のうち最も少ない額（1,000円未満の端数は、切り捨てた額）以下とする。

(1) 補助事業に要する経費の総額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額

(2) 補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものの合計額

ア 教員に係る次の経費

(ア) 専任教員（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第5条第4号に規定する看護師の資格を有する者に限る。以下同じ。）の給与費

(イ) 専任教員に係る庁費（需用費（消耗品費及び印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）及び福利厚生費とする。）

(ウ) 部外講師への謝金

(エ) 委託料（（ア）から（ウ）までの経費に相当するものに限る。）

イ 事務職員に係る次の経費

(ア) 専任事務職員の給与費

(イ) 委託料（（ア）に相当するものに限る。）

ウ 生徒に係る経費

(ア) 事業用の教材費

(イ) 臨床実習に係る消耗器材の経費

(ウ) 委託料（（ア）又は（イ）に相当するものに限る。）

エ 実習施設への謝金

(ア) 実習施設への謝金（報償費）

(イ) 委託料（（ア）に相当するものに限る。）

オ ヘキ地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施に係る経費

(ア) 実習体制の支援に係る経費（賃金、需用費（燃料費、消耗品費、修繕費）、役務費（保険料、手数料）、備品購入費（単価30万円未満の備品に限る。）、使用料及び賃借料

(イ) 看護職員養成確保促進に係る経費（旅費、需用費（印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料

(ウ) 委託料（（ア）又は（イ）に相当するものに限る。）

カ 新任看護教員研修事業実施に係る経費

部外講師謝金、部外講師旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、備品購入費

(3) 看護師等養成所の課程ごとに、次に定めるところにより算定した額の合計額

ア 看護師（3年課程）養成所（全日制）

次の（ア）から（オ）の合計額に別表の調整率を乗じて得た額と（カ）の額の合計額

（ア）養成所1ヵ所当たり16,178,000円

（イ）総定員が120名を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに
1,842,000円

（ウ）事務職員分として1ヵ所当たり536,000円

（エ）生徒数に1人あたり15,500円を乗じて得た額

（オ）へき地等の地域における養成所に対する重点支援事業実施施設1ヵ所当たり
1,087,000円

（カ）新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり340,000円

イ 准看護師養成所

次の（ア）から（オ）の合計額に別表の調整率を乗じて得た額と（カ）の額の合計額

（ア）養成所1ヵ所当たり8,080,000円

（イ）総定員が80名を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに
1,842,000円

（ウ）事務職員分として1ヵ所当たり536,000円

（エ）生徒数に1人あたり13,100円を乗じて得た額

（オ）へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1ヵ所当たり
973,000円

（カ）新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり340,000円

(注)

- 1 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。
- 2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。
- 3 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。
- 4 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業及び新任看護教員研修事業は別添のとおりとする。

別表

看護師等養成所の定員数	調整率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員81人以上120人以下	1.02
定員80人以下	1.04

(注) 生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

別添

(1) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業

ア 目的

この事業は、へき地等の地域及び看護職員不足地域に所在する看護師及び准看護師養成所における実習体制の支援及び学生募集や就職相談等地域の医療機関等との協力、連携体制の構築を支援し、それらの地域の看護職員の確保に資することを目的とする。

イ 事業内容

次に掲げる地域における看護師及び准看護師養成所の実習を効率的、効果的に行うため、実習施設への交通手段の借上げ等を行い、実習体制の充実を図り資質の高い看護職員の養成を図るとともに、併せて、当該地域における看護職員の確保を図るため、学生募集や就職相談等地域の実情に即した取り組みを行うものとする。

(ア) へき地等の地域

人口5万人未満の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するものとする。

ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）」に基づき、当該市町村の合併が平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9年度について、当該市町村の合併が平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く7年度について、当該市町村の合併が平成21年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度については、なお従前の例による。

- a 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第5号）第2条第1項に規定する地域
- b 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- c 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- d 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村

(イ) 看護職員不足地域

一般病院の看護職員数が3：1未満の二次医療圏

(2) 新任看護教員研修事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、看護教員としての基礎がつけられる新任の専任教員（以下「新任教員」という。）に対する研修体制の構築を促進することにより看護教員の質の確保・向上を図ることを目的とする。

（注）新任教員とは、専任教員として初めて看護師等養成所に就労する者をいう。

イ 事業内容

(ア) 受講対象者は新任教員とする。また、他の看護師等養成所の新任教員を受け入れて実施することも可とする。

(イ) 研修内容については、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力など）に関する研修とし、以下に掲げる研修内容を参考に実施すること。

(参考) 研修内容の例

研修項目	研修内容	研修方法
教育実践能力	授業計画の立案、教育方法の検討など授業設計や方法、評価に関する事	講義及び演習
学生指導能力	学生把握、学習指導、生活指導、健康管理、個別相談等の場面での指導方法に関する事	講義及び演習
コミュニケーション能力	人間理解、人間関係構築、カウンセリング等の方法に関する事	講義及び演習
看護実践能力	臨床現場における自らの専門領域及び担当領域での短期研修などによる看護技術の実践や最新の医療知識の獲得に関する事	講義、演習及び臨地実習